

つみたてNISA ラインアップ

「つみたてNISA」とは、一定の要件を満たす投資信託を積立で投資した際に、売買益や分配金等が非課税となる、新たな「少額投資非課税制度」です。

「つみたてNISA」のポイント

年間非課税投資枠
40万円

非課税期間
投資を開始した年から
20年
投資可能期間：
2037年12月末まで

非課税投資総額
最大で**800万円**

※2018年から毎年の上限額40万円を
20年間積み立てた場合

運用方法は、
「つみたて」のみ

投資対象は、
一定の要件を満たした
「長期投資に適した
投資信託」に限定

「つみたてNISA」は資産形成世代の方に幅広くご利用いただけます

20代のお客さま

将来の資産形成に

「つみたてNISA」は少額から毎月コツコツ積み立てできる、若い世代に最適な商品。将来に向けて資産形成をはじめましょう。

30代のお客さま

無理なく可能な範囲で運用

お子さまの学費や住宅などの資産づくりにご活用いただけます。出費の重なる時期こそ「先取り投資」で無理なく中長期で積み立てしましょう。

40代のお客さま

セカンドライフの準備に

「つみたてNISA」なら20年間非課税が続きます。退職後に不足する生活資金を補うための効率的な運用に適しています。

「つみたてNISA」についてご留意いただきたい点

- つみたてNISAで購入できる金融商品は、当金庫が取扱う公募株式投資信託のうち一定の要件を満たすものに限られます。
- つみたてNISAでは、非課税累積投資契約に基づいて、定期的かつ継続的な方法により対象商品が購入されます。
- つみたてNISAは一般NISAと異なり、非課税期間終了後、ロールオーバー（非課税保有期間の延長）はできません。
- つみたてNISAでは、購入した公募株式投資信託の信託報酬等の概算値が、原則として年1回通知されます。
- つみたてNISA用の勘定を設定している場合には、初めてつみたてNISA用の勘定が設けられた日から10年を経過した日（10年後以降は5年経過した日ごとの日）におけるお客さまの氏名・住所を再確認させていただくこと、また、その経過日から1年を経過する日までの間に確認ができなかった場合には、その確認ができるまで、つみたてNISA用の勘定に新たに公募株式投資信託を受け入れることはできません。

「NISA」制度についてご留意いただきたいこと（「つみたてNISA」「一般NISA」共通）

- NISA口座は、金融機関を変更した場合を除き、同一年に一人一口座（一金庫）の開設となります。また、同一年に複数の金融機関のNISA口座での金融商品の購入等はできません。
- 当金庫のNISA口座内の株式投資信託は、お客さまが他の金融機関に開設されるNISA口座へ移管することはできません。
- 一般NISAとつみたてNISAは選択制であり、同一年中に一般NISA用の勘定とつみたてNISA用の勘定の両方を利用して購入等することはできません。また、設定する勘定の種類を変更する場合は、所定の切り替え手続きが必要であり、年内にいずれかの勘定を利用して購入等した場合は、同一年中は勘定を変更できません。
- NISA口座での損失については、税務上なかったものとされ、特定口座や一般口座で保有する他の上場株式等の譲渡益や配当等との損益通算、および当該損失の繰越控除もできません。
- NISA口座内の株式投資信託を一般口座または特定口座に振り替えた場合、当該口座での取得価額は振替日の時価となります。
- 購入時手数料を除き、一般NISAは年間120万円が、つみたてNISAは年間40万円が非課税投資枠の上限として設定されます。
- 収益分配金をNISA口座で再投資することができる場合には、再投資する年の非課税投資枠を使用することになります。
- NISA口座で保有している株式投資信託を一度換金するとその非課税投資枠の再利用はできません。（短期間に売買等を行う投資手法はNISA制度を十分に利用できないこともあります）
- 非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。
- 株式投資信託の収益分配金のうち元本払戻金（特別分配金）はそもそも非課税であるため、一般NISAおよびつみたてNISAにおいては制度上のメリットを享受することはできません。

投資信託に関するご注意事項

- 投資信託は預金、保険契約ではありません。
- 投資信託は預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 当金庫が取り扱う投資信託は投資者保護基金の対象ではありません。
- 当金庫は販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社が行います。
- 投資信託は元本および利回りの保証はありません。
- 投資信託のご購入時には、買付時の基準価額（1口あたり買付価額）に最高3.3%（消費税込み）の手数料率と約定口数を乗じて得た額をご負担いただきます。換金時には、換金時の基準価額に対して最高0.5%を乗じて得た額の信託財産留保額が必要となります。また、これらの手数料とは別に、保有期間中は投資信託の純資産総額に最高年率1.892%（消費税込み）を乗じた額を運用管理費用（信託報酬）として、他にも監査費用やその他費用等を信託財産からご負担いただきます。なお、投資信託に関する手数料等の合計は、お申込金額、保有期間等により異なりますので表示することはできません。
- 投資信託は、組入価証券等の価格下落や組入価証券等の発行者の信用状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替相場の変動等の影響により、基準価額が下落し、元本欠損が生ずることがあります。
- 投資信託の運用による利益および損失は、ご購入されたお客さまに帰属します。
- 投資信託には、換金期間に制限のあるものがあります。
- 投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフ（書面による解除）の適用はありません。
- 投資信託のご購入にあたっては、あらかじめ最新の投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等を必ずご覧になり、取得のお申込みにあたっては、内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）および目論見書補完書面等は当金庫の投資信託取扱店窓口等にご用意しています。
- 当資料は当金庫が独自に作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。

